

新型コロナウイルス感染症 もう一度 日常の行動を見直しましょう

感染力が強いといわれる、新型コロナウイルスの変異株が猛威を振うなか、町内でも多くの感染者が発生しています。

変異株であっても、密や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手指消毒などの基本的な感染予防対策は有効です。

もう一度、日常の行動を見直して「感染しない」「感染させない」環境づくりを心がけましょう。

「5つの場面」に気を付けよう

- 1 飲酒を伴う懇親会等
- 2 大人数や長時間の飲食
- 3 マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5 居場所の切り替わり

敬老会中止とお祝いの品配達のお知らせ

今月開催を予定していた敬老会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止します。なお、お祝いの品はご自宅にお届けします。

※配達状況により同一世帯でも配達日が異なる場合があります。

対象者 昭和26年9月20日以前に生まれた方
配達時期 9月中旬

☎福祉課 TEL366・7116



自殺予防週間

「こころもからだも、
あなた自身を大切に」

令和2年の自殺者数は21,081人、前年比9.12人増となりました。自殺は、過労、育児、介護疲れ、いじめなど多様な原因によって追い込まれた末の、誰にでも起こりうる危機です。「生きたい」「気持ちと」「死にたい」気持ちの間で揺れ動くとき、「死にたい」気持ちが強くなったとき、命を絶つ前に「ご相談ください」。

相談先

●健康推進課 TEL365・1399
心身の健康に関する相談への対応や、メンタルパートナー研修を実施

●福祉課 TEL366・7116
福祉制度の情報提供やサービス利用援助等に関する相談に対応

●桑名保健所 TEL0594・24・3620
定期的に精神科医による精神保健福祉相談を開催

●三重県こころの健康センター 専門相談
自殺予防・自死遺族電話相談
TEL059・253・7823

平日13時～16時に電話相談を実施
夜間・休日の電話相談
TEL0570・064・556

ひきこもり・依存症専門電話相談
TEL059・253・7823

毎週水曜日13時～16時に電話相談を実施

●三重県の電話 TEL059・221・2525
こころの悩みについて幅広く匿名で相談に対応

令和4年度 川越幼稚園・保育所(園)利用申請の受付が始まります

受付期間 9月15日(水)～30日(木)(土・日曜日、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分 ※保育所(園)に提出する場合は、午後4時まで

受付場所 幼稚園希望者 →子ども家庭課
保育所(園)希望者→第1希望の保育所(園)か子ども家庭課

○幼稚園 対象の児童(町内在住で、家族などに送り迎えをしてもらえる幼児)

	生年月日	教育時間
3歳児	平成30年4月2日生～平成31年4月1日生	午前8時30分～午後1時30分(水曜日は午後1時)
4歳児	平成29年4月2日生～平成30年4月1日生	午前8時30分～午後2時(水曜日は午後1時30分)
5歳児	平成28年4月2日生～平成29年4月1日生	午前8時30分～午後2時30分(水曜日は午後2時)

※休園日は土・日曜日、祝日、春・夏・冬休み

○保育所(園) 対象の児童(保護者の就労や疾病などにより保育が必要と認められる乳幼児)

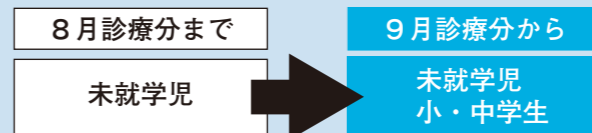
施設名	対象月年齢	開所時間
北部保育所	0歳児(生後6か月)～5歳児	午前7時30分～午後6時30分 ただし、土曜日は午前7時30分～午後5時30分
中部保育所	1歳児～5歳児	
南部保育所	0歳児(生後6か月)～5歳児	
ひばり保育園	0歳児(生後6か月)～5歳児	午前7時～午後7時

※休所(園)日は日曜日、祝日、年末年始
※各保育所(園)には施設ごとの定員と年齢ごとの受入れ数に限度があるため、ご希望の保育所(園)に入所(園)できないことがあります。

☎子ども家庭課 TEL366・7130

・申請書や手続案内は、9月1日(水)から配布します。幼稚園希望者は、川越幼稚園か子ども家庭課で、保育所(園)希望者は、各保育所(園)か子ども家庭課で配布します。町ホームページからダウンロードもできます。

子ども医療費助成制度 9月から小・中学生も窓口負担が無料になります!



9月診療分から、川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曾岬町の医療機関等での窓口負担無料の対象年齢が中学校修了までに拡大します。

医療機関等での受診時は、窓口で「現物給付子ども福祉医療費受給資格証(オレンジ色)」を提示してください。

○窓口負担無料の対象医療機関等(医科・歯科・調剤薬局・訪問看護ステーション)

未就学児	小・中学生
三重県内の医療機関等	川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曾岬町の医療機関等が対象

※対象医療機関以外での受診は、これまでどおり後払い(償還払い)での助成です。

☎子ども家庭課 TEL366・7130